平成２３年（フ）第７５号
静岡県田方郡函南町平井1264番地の122
債務者　北村　　望
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０１号
名古屋市西区山木２丁目225番地　キャッスル上小田井１Ｂ号
債務者　河野　俊彦
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５００号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘１棟713号
債務者　浅野　春奈（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１０号
名古屋市名東区明が丘81番地　あさひ荘106号
債務者　二川　輝代
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５号
愛知県岡崎市日名西町８番地６　フォーブル若葉106
債務者　藤田　奈美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
岡山市北区辰巳28番地119　チスカワケＡ501号
債務者　安食　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３７１７号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目４番22号
債務者　萩浦久美子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番49号　ヴィラモデルナＣ―202号
債務者　伊藤　秀夫
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
札幌市西区山の手４条９丁目４番21号
債務者　加古沙矢香
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１号
札幌市北区北30条西７丁目１番２―501号
債務者　柏原秀由樹
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２２号
札幌市東区北24条東３丁目２番14号　ジーエスコーポ５号
債務者　長沼　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３７号
札幌市西区西野14条８丁目５番７号
債務者　森谷　寿宏
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４８号
札幌市南区川沿５条４丁目２番５号　もいわ荘
債務者　茂木　雅代
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５６号
札幌市西区発寒15条２丁目４番20号　ノースウイングＡ―102号
債務者　清野扶多美（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５９号
札幌市北区北27条西11丁目６番10号　セントラルハイツ12号
債務者　井本　勝彦
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７３号
北海道千歳市桂木４丁目２―５　メゾンドプリエＧ号室、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東２条３丁目７番10―503号
債務者　佐藤　康司
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８１号
北海道江別市上江別東町44番地の15
債務者　今野　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部